

ながさき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領

1 趣旨

「厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン」（令和元年5月29日取りまとめ。）に基づき、長崎県内の関係機関を構成員とし、県内の就職氷河期世代活躍支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括する「ながさき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「ながさきPF」という。）を設置する。

2 構成員

別紙1「ながさき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成員」のとおりとする。
なお、必要に応じ、他の関係機関等からのヒアリングを行う。

3 各構成員役割

（1）行政側

① 長崎労働局（職業安定部）

- ・ながさきPFとりまとめ事務局（主担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ（主担当）
- ・実施事業の進捗管理（主担当）
- ・各種支援策の周知、広報

② 長崎県（産業労働部）

- ・ながさきPFとりまとめ事務局（副担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ（副担当）
- ・実施事業の進捗管理（副担当）
- ・各種支援策の周知、広報

③ 長崎県（福祉保健部）

- ・地域PFとの連絡調整
- ・地域PFの好事例の把握と展開
- ・各種支援策の周知、広報

④ 市町（長崎県市長会、長崎県町村会、長崎市、佐世保市、五島市）

- ・各種支援策の周知、広報
- ・その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案

⑤ 支援機関（ハローワーク、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎支部、サポステ、社会福祉協議会、県の就労支援施設等）

- ・専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
- ・企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、就職氷河期世代を対象とした

求人確保

- ・ 職業訓練の充実
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・ 支援対象者のハローワーク等就労支援機関への誘導
- ・ 各種支援策の周知広報
- ・ その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案

(2) 他の行政機関、経済団体、労働団体等

- ・ 企業に対する、就職氷河期世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・ 企業に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・ 就職氷河期世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・ イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ・ その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案

4 取組事項

次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

長崎県内の就職氷河期世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、就職氷河期世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象となる以下の3種類の者に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。

① 不安定な就労状態にある者

- ・ 正規雇用を希望しながら非正規雇用で働いている者
- ・ 前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する完全失業者

② 長期にわたり無業の状態にある者

- ・ 就業も求職活動も行っていない者のうち、家事も通学もしておらず、就業を希望している者

③ 社会参加に向けた支援を必要とする者（ひきこもり等）

- ・ ひきこもりの状態にある者、生活困窮に陥っている者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者

(3) 目標、KPI（重要業績評価指標）の設定及び事業実施計画の策定

- ① 目標、KPIについては適切なものを検討の上、設定する。

②目標、K P I の達成に資する、事業実施計画を策定する。

③計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

詳細については厚生労働省により示される参考値等を踏まえ、策定する。

なお、計画期間の途中の段階で、到達すべき目安を設定し進捗管理を行う。

支援プランは、就職の実現だけではなく、多様な社会参加の実現を目指すものとし、「(1) 支援対象者の把握」に示す3類型のうち、社会参加に向けた支援を必要とする者については、個々人の状況に応じて息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意し、地域 P F の多様な社会参加の実現に向けた取組を支援する。

(4) 地域 P F との連携

長崎県は、地域 P F の事務局を所管する部局と連絡調整を図り、地域 P F との情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・ 県レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受入先の開拓、雇用にあたっての必要な配慮）
- ・ 経済団体、他の地域等とのつながり作りの支援
- ・ 地域 P F の好事例の周知等

5 ながさき P F の会議運営

(1) 上記の協議を行うため、原則として年2回以上協議の場を設けることとするが、この他、必要に応じて開催することができるものとする。

(2) ながさき P F に座長を置き、長崎労働局職業安定部長をもって充てる。

なお、座長は会務を総理し、会議の議事を運営する。

6 秘密の保持

ながさき P F の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附則

本設置要領は、令和2年6月29日から施行する。

令和4年2月3日（一部改正）

ながさき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成員

区 分	構 成 員 (機 関 ・ 団 体 名)
経済団体	長崎県経営者協会
	長崎県商工会議所連合会
	長崎県中小企業団体中央会
	長崎県商工会連合会
労働団体	日本労働組合総連合会 長崎県連合会
支援団体	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 長崎支部
	長崎若者サポートステーション
	させぼ若者サポートステーション
	社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会
地 域	長崎県市長会
	長崎県町村会
	長崎市
	佐世保市
	五島市
行 政	九州経済産業局
	長崎労働局
	長崎県